

目次

R -CV-1st-1★訴状20191003	2
R -CV-1st-2★一部取下20191023	12
R -CV-1st-3★釈明書20191029	13
R -CV-1st-4★準備書面①20191217	15
R -CV-1st-5★証拠20191003	17
R -CV-1st-6★証拠追加20191217	18

令和元年 10 月 3 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 R

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 山下 貴司

慰謝料請求事件 請求金額 10 万円 ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、慰謝料 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の裁判所職員らは、包囲網として司法権を濫用し、ないし職務上の過失により、私の裁判を受ける権利等を侵害しました。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一率一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、本件不法行為に係わった人々については、共犯の賠償責任と不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

2 後述の通り、現行の裁判制度(特に判決書)が、原告の訴えを正確に記録しないことは、裁判官による組織的隠蔽の温床として悪用される恐れが在るので、その場合には裁判の適正が確保できない為、原告の裁判を受ける権利の侵害に当ること、の確認を求める。

なおこれは、現行の裁判制度自体が組織的な司法権の濫用による隠蔽という事態を想定していないことが根本原因と思われます。

3 包囲網の実在の存否について、判定を求める。

渡邊和義裁判官は、包囲網として私に加害したものと思われます。

このような包囲網の存在は、当り前に、公序良俗違反です。

付属書類の、被害届 2018 と恣意性一覧表は、各事件毎の蓋然性の高さと、それらを俯瞰した場合の、相互関連性や一貫性によって、包囲網の実在の蓋然性を訴求しております。

「それらがなにゆえ私に集中しているのか」という観点から、確率数字で判定願います。

4 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

渡邊和義裁判官が行った以下の二つの判決はいずれも、黒を白とするような、甚だしい事実の否定であり、当り前に、公序良俗違反です。

当該訴訟において、①私の訴えが、当り前で不可欠の観点であることと、②それを、実質的に、根拠無く無視した判決であること、を必ず判定願います。

同時に、これらの判決は、包囲網としての、原告への社会的な村八分扱いです。

民事的には、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や、自決権ないし自律権(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、また、信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、不法行為です。

刑事的には、職権濫用による脅迫と隠蔽です。

また、現行裁判制度が、原告の訴えを正確に判決に記録させない便宜扱いを選択していることは、裁判官による組織的隠蔽の誘因となりうるので、選択ミスであり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権(自律権)や裁判を受ける権利の侵害であり、不法行為です。これらによって私は、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって日本国憲法 13 条と日本国憲法 17 条に基き、

①国家賠償法 1 条 1 項、

②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用、

のいずれかの選択適用により、被告に対して上記の慰謝料を請求します。

なお、いずれも適用可能な場合は、先順位から(②、③内においては後者を)適用願います。

1 渡邊和義裁判官の不法行為

①渡邊和義裁判長が、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の 20190829 判決において、原告の訴えの核心である、群馬県警の通報対応は、当り前の刑事的観点を、常に、根拠無く、無視していること、を判定しないまま、実質的に根拠無く棄却判決したこと。

これは、①原告の訴えの核心を、根拠無く、無視しており(訴えの偽装)、②極めて高度の蓋然性を、根拠無く、無視しており(事実の否定)、③判決書として不備であり、受けた判決の正当性が世に示されないので、原告の裁判を受ける権利等の侵害です。

また、極めて一面的な片手落ちの理由だけで、実質的に理由が無く、判決として無効です。

これは事実認定の基本原則からの逸脱であり、およそ裁判所らしからぬ過失と言え、また、各不法行為においてそれを繰り返していることを総合すれば、偶然には重なり得ないので、程度問題として、自由心証主義の範囲を大きく逸脱しており、正当業務行為などではなく、

職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

②渡邊和義裁判長が、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件の 20190926 判決において、原告の訴えの核心である、群馬県警の通報対応は、当り前の刑事的観点を、常に、根拠無く、無視していること、を判定しないまま、根拠無く棄却判決したこと。

これは、①原告の訴えの核心を、根拠無く、無視しており(訴えの偽装)、②極めて高度の蓋然性を、根拠無く、無視しており(事実の否定)、③判決書として不備であり、受けた判決の正当性が世に示されないので、原告の裁判を受ける権利等の侵害です。

また、極めて一面的な片手落ちの理由だけで、実質的に理由が無く、判決として無効です。これは事実認定の基本原則からの逸脱であり、およそ裁判所らしからぬ過失と言え、また、各不法行為においてそれを繰り返していることを総合すれば、偶然には重なり得ないので、程度問題として、自由心証主義の範囲を大きく逸脱しており、正当業務行為などではなく、職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

とりわけ、元々の不法行為 1 (殺人の事故への偽装)が、判決から欠落している点は、これらが他の四つの不法行為の前堤となる基礎事実ないし主要事実であることから、極めて重大であり、私が 20190910 に提出した、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の控訴状(東京高裁 R1 ワネ 26)の主な控訴理由が、原告の訴えの核心を無視している点であることについて、彼が既知のはずであることから考えて、当り前に、故意の無視の反復を示唆しており、また、私の従来からの主張である、「抗議などすれば、益々加害を激化させる(反復と激化)」という包囲網の威力の特徴を裏付けております。

また、証拠保全や文書提出命令や証人尋問や無効確認請求の申立も、根拠無く却下しました。

(①と②共通の説明)

不当性の詳細は後述の通りです。

③令和元年 9 月 12 日 10:40 頃、前橋地裁 21 号法廷での前橋地裁 R1 ワ 301 慰謝料請求事件の第一回期日の終盤に、渡邊和義裁判長が私に、「お気を付けてお帰り下さい」と言って、包囲網の威力を示したこと

(説明)

蓋然性として、これはまさに梨下の冠であり、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の訴状の一部である、被害届 2018 の 9 頁上段に書いてある通り、包囲網の合言葉に相違無く、その意図的模倣による威力の誇示であることを、当り前に、極めて強く示唆しております。

言われたのはこの時が初めてですが、このような場違いな、必然性の無い言動の裏には、何らかの動機が在るはずだというのも、当り前の経験則です。

2 現行司法制度運営当局者(被疑者不詳)の不法行為

④該当者が、司法権濫用による組織的な隠蔽の可能性を認識しながら、原告の訴えを正確に判決に記録させない便宜扱いとしたことは、その誘因となりうるので選択ミスであり、職務上の故意または過失であり、これによって原告の裁判を受ける権利等を侵害したこと

(説明)

「女のブラックリスト」の存在は公知であり、現代のような発達したネット社会において、それが猛威を振るえば、社会的村八分による組織的な司法権濫用に発展する可能性や、その場合には既述の通り、現行制度が隠蔽の温床になりうることは、予見しうるものであり、もしたとえ予見可能性が無かったとしても、潜在的可能性としては否定できません。結果責任の観点からも訴求してはおりますが、制度設計上の基本的瑕疵と考えます。また、民訴法 253 条 2 の規定に比し、現行の便宜扱いは、そもそも違法性を感じます。

第 3 請求の原因の説明

1 原告の当り前の訴えを無視することによる、犯罪の隠蔽です

当該事件における、私の当り前の訴えとは、要するに、警察の対応には、常に、実質が無いということです。外形の問題ではありません。

理由を示した場合でも、その蓋然性が無いので、実質的に、理由が無いということです。訴えた被害(最大要素)を、常に、根拠無く、無視しているということです。

ですから、常に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)なのです。それを繰り返し強調して来たのに、そのそばから、判決も、根拠無く、無視しています。原告である私の、真の訴えに比し、判決の理由が、極めて一面的で片手落ちです。

このような判決の不当性は、大別すれば以下の三つと考えます。

①原告である私の訴えの核心を、実質的に、根拠無く、無視していること(訴えの偽装)

私の訴えの核心を判定しておらず、言わば別事件であり、また、実質的に理由が無いことから、当り前に、判決として無効です。

また、当り前に、自決権ないし自律権と裁判を受ける権利の侵害です。

②当り前の経験則(高度の蓋然性)を、実質的に、根拠無く、無視していること(事実の否定)

事実認定という、司法の本質的役割を放棄しております。

言い換えると、極めて不公平かつ理不尽に、一方的に警察の鵜呑みということです。

警察の不当性は、文面審査だけでわかるはずですが。

③受けた判決の正当性が世に示されないこと(裁判記録としての不備)

私の当り前の訴えとは、常に、脅迫(違法性)の疑い、つまり、稀有な行動の裏には特別な動機が在るはずだという、当り前(最大要素)の、刑事的経験則です。

それを警察が、常に、根拠無く、無視したのですから、職責に鑑みて、極めて犯罪的です。最大の判断要素が、常に、根拠無く、欠落しているのですから、適正不適正というレベルではなく、当り前に、無効です。

無視でないなら、判断根拠を示せと言っているのに、示したことも有りません。

無視した根拠を示さないことは、訴訟法的には、完全陳述義務(民訴規 79-3)ないし事案解明義務違反であり、当り前に、隠蔽の擬制自白です。

それを訴えているそばから、裁判官が、なおも無視して、更に隠蔽を重ねたということです。

これらは、形だけの捜査や裁判であり、まさに私への非人間扱いです。
要するに、不当性が著しく、程度問題として職権濫用であり、正当業務行為などではないので、少なくとも故意または過失であり、控訴だけで済む話ではないということです。
そして、私の訴えの核心を欠落させることによって、その判決の不当性を隠蔽しています。
これは現行制度の悪用によるものです。
もしこのような、当り前を認めない判例が横行したならば、判例が持つ、同様事例への拘束力によって、いずれ当り前に、社会秩序が乱れますし、その判例の不当性も露見しますから、それを隠蔽する為に、訴えの核心を無視し、訴えを偽装しているものと思われます。
私の真の訴えと比較すれば、その不当性は自明で、およそ判例として後世に残せるような代物ではなく、通常はなしえない判決となることから、三審とも訴えの偽装を繰り返す予定であろうこと、も覗えます。

2 原告の訴えを正確に記録しないと、裁判の適正が確保できません

裁判所は代表的な国家権力機関ですから、常に当然に、適正性が要請されているはずで
す。また、裁判を受ける権利というのは、公正な裁判によって、終局的に紛争の解決を図ること、ひいては社会正義を実現すること、が前堤目的のはずですし、その中には、受けた判決の正当性が世に示されること(一般人の監視下に置くこと)も含まれているはずで
す。

しかるに、現行制度が、判決書の事案の概要ないし原告の主張を、ありのままではなく、裁判長の心証で記述していることは、既述のような、訴えの偽装による隠蔽の温床となる恐れが在り、その場合には、原告の真の訴えが闇に葬られ、その判決の正当性が世に示されない為、裁判の適正が確保できないことから、既述の通り、原告の権利の侵害に当ると考えます。
皆が包囲網である世界では、どんなに不当な判例であろうと、その判例を見ようとする人も、引用しようとする人も居ない状況が予想され、しょせん、何をやっても無駄ではありますが、判例が持つ同様事例への拘束力こそが、唯一の抑止力だと思います。

しかるに、原告の訴え自体が隠蔽され得る現行制度では、その抑止力すら期待できません。全てを記録することが訴訟経済として現実的でないのなら、部分的に、例えば請求の趣旨欄と請求の原因欄だけは正確に判例に残すというような制度に改める必要が在ると思います。

3 故意の司法権の濫用と思われる事例の摘示

以下の無言の脅迫の意図は、「お前の訴えなど、我々が全て握り潰すぞ」だと思われます。

①前橋地裁沼田支部 H29 ワ 26 慰謝料請求事件(吉田達二裁判長)の判決

不法行為を「被害届を無視したこと」から、「捜査しなかったこと」にすり替えています。

→前橋地裁 H30 ワ 358 慰謝料請求事件(菅家忠行裁判長)・・・係属中

②前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190829 判決(不法行為 1 ①)

③前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190926 判決(不法行為 1 ②)

④前橋地裁の菅家忠行裁判官が、釈明も事務連絡もせずに 5 件を一年も送達しなかったこと

また、他の職員らも内部牽制の要請を無視 → 前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件(合議体)

⑤渡邊和義裁判長の威力を示唆する発言(不法行為 1 ③)

4 当該事件における、私の当り前の訴えとは？

I 脅迫の為の殺人事件

前橋地裁沼田支部 H29 ワ 26、前橋地裁 H30 ワ 355、前橋

地裁 H30 ワ 413、前橋地裁 R1 ワ 301、東京高裁ワネ(未定)

・20090119 に回答期限付の被害届を警視総監宛に簡易書留で郵送したのに、無視されたまま、その回答期限日当日の 20090220 に私の叔母がさいたま市で変死し、結局、轢逃げ事故にされましたが、真相は、その被害届の隠蔽を意図した、私への無言の脅迫の為の殺人に相違ありません。

・埼玉県警は、当り前の殺人の疑いを、根拠無く無視することにより、これを交通事故に偽装しました。

・20090220 に東村山署に出向いて、サワダと名乗る警官に被害届との関連を説明し、脅迫殺人の真相究明を訴えましたが、その後、無視されました。

この、脅迫の為の殺人事件の主な恣意性は以下の通りです。

(1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の無視(恣意性 99.999999%以上)

以下の理由から、この被害届を警察が無視することは、在り得ません。

①無視できる内容ではないこと(公益侵害の恐れ大)

日常的な顔パス(つまり挙手した見込客の逃亡)は、単発でも極めて稀な現象であり、更には私の出番日と連動で所属のタクシー会社の平均売上が落ちる現象がこれを裏付けており、不特定多数による不買運動と、その原因である、広範なプライバシー権侵害が、当り前に、感知できたはずであり、このデータを確認するだけで捜査に踏み切れたはずです。
東京の全タクシー平均も同様に連動していますから、包囲網の存在を示す決定的証拠であり、脅迫殺人が起きたのも、おそらくは、このデータの隠蔽の為です。

②期限を明示して回答を求めていたこと

納税者からの書面による回答要求を無視することは、当り前に、稀な信義則違反です。

③違法性や差別的取扱が、自明であること

理由を告知しない不当な受付拒否や、本人意思の不確認は違法であり、また、警察に被害届を出す意味が無くなることから、差別的取扱であることは 100%自明です。

(2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

既述のような被害届を警察が完全に無視することは、極めて稀な選択なので、当り前に、特別な動機が推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に私の叔母が変死したことにより、いずれも稀な現象なので偶然には重なり得ないことから、既述の被害届との因果関係による殺人が、蓋然性として当り前に、推測されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。

同様の設定のドラマや小説も多いので、誰もが当り前に、そう感じるはずですよ。

(3) サワダ警察官への二つの要請の無視(99.00%以上)

警視庁がサワダへの要請を隠蔽したことは、当り前に、犯罪であり、人権侵害です。

私が当然に抗議すべき立場に在ったことや、身体的特徴などによりサワダを特定できること

から、蓋然性として、これを信じないことに合理性は在りません。

(4) 叔母の轢逃げ事故の捜査の不審の数々(99.99999999%以上)

これらこそ、脅迫殺人の動かぬ証拠であり、この公判の無効性の証明です。

A 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央に入り続けていたはずなので、見落とすことなど有り得ません。

B 巻き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上)

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうです。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったことがわかります。

埼玉県警は、通夜に参加した私(有名人)の姿を見て初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽する方針に切り替えた疑いが在るのです。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

致命的な映像を隠蔽しているものと思われますから、開示させて下さい。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

- ・本当に交通事故か？
- ・叔母を側道まで運んだのは事実か？
- ・雇われ犯ではないのか？

F 轢逃げ犯の行動の必然性(99.00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか？
- ・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか？
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか？

G 故意ではないとする証拠の存否(99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は？
- ・衝突時のスピードは？
- ・ブレーキのタイミングは適切か？

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

- ・金曜の朝の副都心の17号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による隠蔽

(5) 恣意性一覧表や被害届2018が示唆する、後続事件との関連性(99.99999999%以上)

全事件とも一貫した、当り前を認めないことによる隠蔽であり、社会的な村八分です。

II 猟銃脅迫事件 前橋地裁 H30 ワ 356、前橋地裁 R1 ワ 289、東京高裁 R1 ワネ 26

(1) 20150111 にハンターが知らぬ間に私の畑に侵入し、私の無意識下で、至近距離約30mから、対面で、発砲しました。

驚いた私が最初に見たのは、この発砲者が銃口の向きを遠ざける動作です。

これは、目の前の私の存在を無視した、あまりにも傍若無人な発砲なので、当り前に、猟銃の濫用による以下の意図が疑われますから、普通はやらないはずです。

それを承知の上で、なぜ敢えて発砲したのか？が、当り前に、事件性の焦点です。

極めて稀有な発砲であること、つまり、同様事例の統計的希少性は、公知の違法性の証左で

あるから、何らかの特別の意図に違いないと何度も強調し、合理捜査を促しています。稀有な行動の裏には何か特別な動機が在るはずだという、当り前の、こうした刑事的観点を。各県警とも、常に、根拠無く無視している(認めようとしな)いのです。

1 共通の違法性 至近距離であること 以下の意図と無関係

①狩猟法第 38 条 3 違反 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る疑い (90.00%)

2 私の無意識を知っていたことによる疑い 遠ざける動作が表象

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンパーを着て、対面方向から来ましたから、ほんの一呼吸待てば私が気付いたと思われませんが、それを待たなかったことが極めて不審です。また、焚火をしている人間の近くにノコノコ現れるような鹿が実在する信憑性も低いですが、そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないはずです。

ア 不意の轟音によって驚かせようとした疑い

②暴行罪 無意識下での物理力(轟音)による直接攻撃 計測値が必要 (90.00%)

③殺人未遂罪ないし未必の殺意 ショック死する惧れが有ります (50.00%)

イ 外した狙撃を隠蔽しようとした疑い ③殺人未遂罪ないし未必の殺意 (50.00%)

シカは狂言の疑い(遠ざける動作、獣は焚火の近くには現れない、シカに掠ってもいない)発見された足跡は、三日後の再現場検証時の物ですから、別物です(毎日雪が降ります)。そもそも獣達の住处同然の山奥ですから、足跡など、常に、どこにでも、在ります。ですから、私の背後方向にも足跡は在ったはずですが、調べてもいません。

B 「お前の存在を消すぞ」という、脅しの意図の疑い

④脅迫罪 私の生命への無言の脅迫 (99.00%) 正面 侵入 30m →私への脅迫の明示

⑤自治権(自律権)の侵害 畑に侵入、至近距離、無意識下 (100%)

不意の轟音は、私の意識を無理やり暴力的に破り、人格的生存や、静穏権を脅かしています。

C 「お前など人ではない」という侮蔑の意図の疑い ⑥侮辱罪 無言 (99.00%)

周囲では、お仲間達がこの発砲を見つめていたはずですから、「公然と」に当ります。

(2) 20150126 の朝、発砲現場の手前約 200m の通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり、騒然としていました。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思います。外形的にはハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。死骸が元々在った場所は、通り道から外れて、約 20m 奥まっているのです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと

まず、死骸が元々在った場所で捌いたとすると、その 20m にはほとんど無いのに、通り道上に大量に集中していたことが極めて不審です。

また、通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、さらには、処分を受けた発砲者グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などが極めて不審です。

このように、いずれの場合でも辻褄が合いません。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること 別物の混入の疑い

③先の発砲から間もないこと

1 脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為に行った行為なのか」を、当り前に、まず確定せるべきところ、これを怠ったことは基本的過失です。

具体的には、大きな猪の死骸から弾丸を摘出して、証拠を確保しておく必要がありました。

2 発砲者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは、論理矛盾です。

(3) 20150126 の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性 1/100)

②黒岩警官の検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性 1/100)

それまで動かなかった死骸が急に動き出す道理はありません。常時監視の証左です。

③現場検証時より一匹増えたこと どこかに隠し持っていた疑い(偶発性 1/100)

柳岡警官は、血痕も死骸も鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが2つとも通り道上に落ちる確率は天文学的に小さく、また、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないと思います。

(4) 20150327 の朝、チャンチャンコ状態になめした大猪の胴体部の毛皮だけが通り道上に置かれていました。 B-甲 3-1、B-甲 3-2 (偶発性 1/1000000)

①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、発砲から三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと

②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反も自明)

③通り道上に在ったこと

(5) 以後今日まで、発砲グループによる、つきまといや威嚇発砲が続いています。

また事実経過に記載の通り、関連と思われる、発砲音(爆竹花火のような音)や、深夜のハンターの狩猟時の合図の声など、不審な現象が、私の身近で日常的に記録されています。

20150221 高橋和俊のつきまとい映像 B-甲 2-1 (偶発性 1/100)

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで私の前に現れて威力を示しました。

①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必然性無し)

③そこで車を降りて、立って見せる必然性がないこと(目的地は 400m 先のダム)

(説明)

(2)の血痕も、(3)や(4)の死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という意図の、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当り前に、推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

沼田署は(3)以後、この事件について、無条件に受付拒否しています。

ですから(4)と(5)は、これまであまり訴える機会がありませんでした。

以上の私の訴えが、当り前で不可欠の蓋然性であることと、それが根拠無く無視されてい

ること、を必ず判定願います

5 動機は、包囲網としての社会的村八分です

私の全事件とも、包囲網による迫害(非人間扱)であり、その原型は「女のブラックリスト」と思われ、慣習上の偏見(据膳喰わぬは男の恥)に由来する、不当な指名手配の輪です。包囲網は一昔以上前から、日本人の大半、どころか、全世界に拡がっていると思われま

6 適用法令の摘示

民事訴訟法・第三百十二条 2 六 判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること

民事訴訟法・第二百五十三条 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

第4 証拠方法 証拠説明書に記載の全て

当該各事件記録は、上訴により当面、前橋地裁を離れますが、本訴の主な不当性、つまり、①私の訴えが、当たり前で不可欠の蓋然性であることと、②それが根拠無く無視されていることは、詳細に立入るまでもなく、判定可能と考えます。

第5 附属書類 被害届 2018 と恣意性一覧表、並びに本書とそれらの副本一式

以上

訴状 R 一部取下書

令和元年 10 月 23 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井 豊

確認請求として不適切だった為、訴状の、第 1 請求の趣旨のうち、項番 2 と 3 を
取り下げます。

以上

訴状 R 釈明書

令和元年 10 月 21 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井 豊

令和元年 10 月 18 日付貴補正命令に対し、以下の通り、補正ないし釈明します。

第 1 請求の趣旨から、項番 2 と 3 を取り下げます

再考の結果、ご指摘の通り、確認請求として不適切ですので、取り下げます。
なお、元々、項番 1 の 10 万円の請求の一環のつもりでした。

第 2 違法行為の主体及び具体的な行為態様

1 前橋地裁・渡邊和義裁判官の不法行為①

渡邊和義裁判長が、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の 20190829 の同所での判決において、原告の訴えの核心である、群馬県警が、当り前の刑事的観点を、常に、根拠無く、無視している不適正、を実質的に判定しないまま、棄却判決したこと。

これは、①原告の訴えの核心を、根拠無く、無視しており(訴えの偽装)、②極めて高度の蓋然性を、根拠無く、無視しており(事実の否定)、③判決書として不備であり、受けた判決の正当性が世に示されないので、原告の裁判を受ける権利等の侵害です。

また、極めて片手落ちの瑣末な理由だけで、実質的に理由が無く、判決として無効です。これは論理法則や経験則に違反した事実認定の基本原則からの逸脱であり、自由心証主義の違反であり、また、各不法行為においてそれを繰り返していることを総合すれば、偶然には重なり得ないので、程度問題として、正当業務行為などではなく、職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

2 前橋地裁・渡邊和義裁判官の不法行為②

渡邊和義裁判長が、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件の 20190926 の同所での判決において、原告の訴えの核心である、群馬県警が、当り前の刑事的観点を、常に、根拠無く、無視している不適正、を実質的に判定しないまま、棄却判決したこと。

とりわけ、元々の不法行為 1 (殺人の事故への偽装) が、判決から欠落している点は、これらが他の四つの不法行為の前堤となる基礎事実ないし主要事実であることから、極めて重大であり、また、私が 20190910 に提出した、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の控訴状(東京高裁 R1 ワネ 26)の主な控訴理由が、原告の訴えの核心を無視している点であることについて既知であろうことから考えて、当り前に、故意の反復を示唆しており、私の従来からの主張である、「抗議などすれば、益々加害を激化させる(反復と激化)」という包囲網の威力の特徴を裏付けております。

また、証拠保全や文書提出命令や証人尋問や無効確認請求の申立も、根拠無く却下しました。

これは、①原告の訴えの核心を、根拠無く、無視しており(訴えの偽装)、②極めて高度の蓋然性を、根拠無く、無視しており(事実の否定)、③判決書として不備であり、受けた判決の正当性が世に示されないので、原告の裁判を受ける権利等の侵害です。

また、極めて片手落ちの瑣末な理由だけで、実質的に理由が無く、判決として無効です。

これは論理法則や経験則に違反した事実認定の基本原則からの逸脱であり、自由心証主義の違反であり、また、各不法行為においてそれを繰り返していることを総合すれば、偶然には重なり得ないので、程度問題として、正当業務行為などではなく、職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

3 前橋地裁・渡邊和義裁判官の不法行為③

令和元年9月12日10:40頃、前橋地裁21号法廷での前橋地裁R1ワ301慰謝料請求事件の第一回期日の終盤に、渡邊和義裁判長が私に、「お気を付けてお帰り下さい」と言って、包囲網の威力を示したこと

これは蓋然性として、正当業務行為などではなく、職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

(説明)

これはまさに梨下の冠であり、前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の訴状の一部である、被害届2018の9頁上段に書いてある通り、包囲網の合言葉に相違無く、その意図的模倣による威力であることを、当り前に、極めて強く示唆しております。

言われたのはこの時が初めてですが、このような場違いな、必然性の無い言動の裏には、何らかの動機が在るはずだというのも、当り前の、経験則です。

4 現行司法制度設計ないし運営当局者(被疑者不詳)の不法行為

20190829現在、該当者が、司法権濫用による組織的な隠蔽、の可能性を認識しながら、原告の訴えを正確に判決に記録させない便宜扱いを採用していることは、その誘因となり得るので、制度としての瑕疵であり、職務上の故意または過失であり、これによって原告の裁判を受ける権利等を侵害したこと

(説明)

「女のブラックリスト」の存在は公知であり、現代のような発達したネット社会において、それが猛威を振るえば、社会的村八分による組織的な司法権濫用に発展する可能性や、その場合には既述の通り、現行制度が隠蔽の温床になりうることは、予見しうるものであり、もしたとえ現実の危険として予見可能性が無かったとしても、制度設計上の瑕疵と考えます。または、民訴法253条2の規定に比し、運営上の瑕疵だと思います。

以上

R 準備書面(1)

令和元年 12 月 17 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

以下の通り、事実を追加し、主張を補充・整理します。

なお、この事実の追加は、いずれも既存の不法行為との関連性が強く、組織的な司法権濫用の蓋然性を補強する為ですので、何卒ご了承承願います。

第 1 以下の通り、事実を追加し、不法行為を訂正します

3 前橋地裁・渡邊和義裁判官の不法行為③

(元の事実を枝番 1 とします)

3-2 令和元年 10 月 31 日 10:30 頃、前橋地裁 21 号法廷での、前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件の第一回期日において、渡邊和義裁判長は、次回期日の設定に際し、「被告は未だ認否を済ませていないのだから、ペナルティとして、次回期日を早めに設定して下さい」と私が要請したのに、「何を根拠に? こういうものは充分時間を取ったほうがいいんです」と言って、逆に、普段よりも間隔を空け、令和 2 年 1 月 22 日 10:30 に設定しました。
なお、この事件の主旨は、訴訟開始遅延を訴えたものですから、特に不審です。

3-3 渡邊和義裁判長は、1 年以上前から、私の二つの事件を担当しており、次回期日の設定に際しては、「なるべく午後にしてほしい」という私の希望に常に配慮していましたが、以下の通り、ある頃から、全く希望を聞かずに、無条件に午前に設定するようになりました。

①令和元年 10 月 31 日 10:30 の、前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料の、令和 2 年 1 月 22 日 10:30
②令和元年 10 月 31 日 10:45 の、前橋地裁 R1 ワ 301 慰謝料の、令和元年 12 月 12 日 10:00
(説明)

上記 3-2、3-3 はいずれも、蓋然性として、司法権の濫用による威力を示唆しております。

4 現行司法制度設計ないし運営当局者(被疑者不詳)の不法行為

(元の事実を枝番 1 とします)

4-1 の説明への追加

要するに、民訴法 253 条の条文の問題である場合は、法令違憲であり、条文の問題ではなくて、運営上の問題である場合は、適用違憲であると考えます。

(法令の摘示)

民事訴訟法・第二百五十三條 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

憲法第八十一條 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしな

いかを決定する権限を有する終審裁判所である。

4-2 20190829 現在、該当者が、司法権濫用による組織的な隠蔽、の可能性を認識しながら、裁判所の H.P. の判例情報の開示を、無条件の全件ではなく、各裁判所の判断(選択)に委ねていることは、その誘因となり得るので、制度としての瑕疵であり、職務上の故意または過失であり、これによって原告の裁判を受ける権利等を侵害したので、不法行為です。

(説明)

こちらは未だ現実の危険を指摘できませんし、取扱の根拠も不明ですが、1 と、ほぼ同様の理由であり、要するに、無条件に一般公開されなければ意味が無い、ということです。

5 前橋地裁・松本有紀子裁判官の不法行為(甲 5 から甲 7)

松本有紀子裁判長が、前橋地裁 H31 ワ 118 慰謝料請求事件の、20191210 13:10 の、同所での判決において、原告の訴えの核心を実質的に判定しないまま、二つの棄却を判決したこと。これらの判決は、①原告の訴えの核心を、根拠無く、無視しており(訴えの偽装)、②そしてそれが、極めて高度の蓋然性であり(事実の否定)、③判決書として不備であるので、原告の裁判を受ける権利等の侵害です。

要するに、私が訴えた、当り前の経験則と論理則を、実質的に、根拠無く、無視しており、事案解明責任の放棄であり、実質的な、司法拒絶であり、公序良俗違反です。

また、同裁判官が本件の裁判長であることから見て、当り前に、包囲網としての故意の反復を示唆しており、これらを総合すれば、程度問題として、正当業務行為などではなく、職権濫用であり、少なくとも職務上の故意または過失であり、不法行為です。

第 2 証拠の追加

甲 5 から甲 7 号の各書証を追加し、証拠説明書に追加します。

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	前橋地裁H30ワ356 慰謝料請求事件の 20190829判決書	写し 20191003 原告が作成	立証すべきは、不法行為1①の、不当な判決の内容です。私の訴えの核心が、どこにも書いてありません。 8不法行為とも、警察には訴えた被害を否定する根拠が無いことを判定していません。 理由を示した場合でも、その蓋然性が無いので、実質的に、根拠が無いということです。
甲2号書証	前橋地裁H30ワ413 慰謝料請求事件の 20190926判決書	写し 20191003 原告が作成	立証すべきは、不法行為1②の、不当な判決の内容です。 最も重要な不法行為(殺人の事故への偽装による脅迫)が判決から欠落し、残り4つとも、訴えた被害を否定する根拠が無いことを判定していません。
甲3号書証	原告の平成31年4 月26日付の準備書 面(7)	写し 20191003 原告が作成	立証すべきは、不法行為1①のうち、甲1の訴訟で原告が訴えた不法行為の内容などです。 再定義したはずの不法行為が判決に反映されていないことを確認願います。
甲4号書証	原告の平成31年4 月26日付の準備書 面(6)	写し 20191003 原告が作成	立証すべきは、不法行為1②のうち、甲2の訴訟で原告が訴えた不法行為の内容などです。 再定義したはずの不法行為が判決に反映されていないこと、元々の不法行為1(殺人の事故への偽装による脅迫)が、判決から欠落していること、を確認願います。

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲5号書証 (追加)	前橋地裁H31ワ118 慰謝料請求事件 の、20191210 13:10判決書	写し 20191217 原告が作成	立証すべきは、 <u>不法行為5のうち、当該判決の内容です。</u> 判決書は二つに分かれていますが、 <u>ほぼ同内容なので、被告BからD(元請三社)に関する判決書だけ摘示します。</u> 基調として、 <u>問題の価格が、私の出荷分への価格であったことの証拠が無いから、私個人を狙った差別対価とは言えない、とし</u> <u>お</u> <u>りますが、その場合でも、当地への差別対価となることを看過しております。</u>
甲6号書証 (追加)	甲5についての、原 告の令和1年5月20 日付の釈明書	プリント原本 20191217 原告が作成	立証すべきは、 <u>不法行為5のうち、五つの不法行為の定義内容など、私が訴えた内容です。</u> 基本的に、 <u>包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したことであり、私個人を狙って、という限定はしていません。</u> また、 <u>威力の表示を問題にしている</u> ので、 <u>実損の有無にも言及していません。</u>
甲7号書証 (追加)	甲5についての、原 告の令和元年12月 17日付の控訴状	プリント原本 20191217 原告が作成	立証すべきは、 <u>不法行為5のうち、判決の不当性です。</u> 要するに、私が訴えた、 <u>当り前の経験則と論理則を、実質的に、根拠無く、無視しており、事案解明責任の放棄であり、実質的な、</u> <u>司法拒絶であり、公序良俗違反です。</u>